

# 美祢市有機農業推進計画

令和4年6月

山口県美祢市

# 美祢市有機農業推進計画

## 1 計画の策定に当たって

### (1) 背景と趣旨

農業は、食料の安定供給をはじめ、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する産業であり、食の安全・安心や環境保全に十分配慮し、振興を図ることが重要です。

近年、環境問題への関心が高まりつつある中、堆肥等の有機質資源の活用や化学合成農薬・化学肥料の削減など、環境に優しい農業生産への取組が活発化してきています。

特に、有機農業等の推進によって自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷低減を促進することで、農業・農村における持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与し、生物多様性保全や地球温暖化防止にも貢献できると期待されています。

こうした中、国は、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）に基づき、令和 2 年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を改定し、また、県は、これに即して、令和 12 年度を目標とする「山口県有機農業推進計画」を令和 3 年 7 月に策定し、有機農業の推進に関する方針を示したところです。

一般的に有機農業による生産は、病虫害等による品質・収量低下が生じやすいこと、管理作業の増加が懸念されること、安定販売対策が不可欠なことなど、生産技術の高度化や新たな対応が必要であり、生産者とともに消費者、関係機関・団体等が一体となり、計画的に取り組むことが重要です。

このため本市では、生産現場の実情を踏まえるとともに、市内外の主要な水源地でもある国内最大級のカルスト台地の自然環境にも配慮しつつ、有機農業に向けた土台づくりの気運を醸成し、有機栽培をはじめとした環境保全型農業を推進します。

### (2) 計画の位置付け

「山口県有機農業推進計画」の趣旨を踏まえ、現状の有機農業を含めた農業を取り巻く情勢に的確に対応するため、「農業生産工程管理（GAP）」を基本に、食の安全・安心に対応するとともに、環境保全に配慮した農業生産に向けて「美祢市有機農業推進計画」を策定します。

なお、具体的な活動は、国・県の基本的な方針等を踏まえて、地域実態を把握し、環境保全型農業の推進、県独自の認証制度「エコ50・100」の推進、ひいては有機JAS制度の導入促進等に、取組の熟度に応じて段階的に取り組むこととします。

### (3) 計画期間

この推進計画の期間は、令和4年6月から令和9年5月までの5年間とします。なお、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 2 有機農業の現状について

### (1) 有機農業の課題

#### ① 管理作業と規模について

有機農業は、雑草防除や病害虫防除対策に対して、より多くの管理作業が必要であり、規模を拡大していくことは容易でなく、難しい状況にあります。

#### ② 気象・病害虫のリスクについて

気象災害や病害虫等の多発条件に遭遇した場合には、収量・品質が大幅に低下することがあるなど、生産方式の転換に際しては、安定生産に対するリスクの増大が懸念されます。

#### ③ 地域・慣行栽培者との融和について

有機農業に取り組む際は、周辺生産者との管理方法（栽培手法）等の調整や理解、協力を得ることが必要であり、地域の生産者との融合や周辺環境にも配慮した対応が求められます。

### (2) 有機農業推進上の留意事項等

#### ① 段階的な取組の推進

有機農業に取り組みつつ、安定的な所得が確保できる農業経営体を育成するためには、高い技術力と経営力が必要なため、着実に栽培経験を重ねるなど、段階的に取り組むことが必要です。

## ② 先進事例の分析・実証の実施

栽培管理上、即効性が期待される化学肥料や化学合成農薬に頼らないことから、栽培適地の選定、栽培品目・品種の選択など適地・適作につながるよう、事前に地域の実情を把握し、事例分析や実証栽培などの計画的な取組が必要です。

## ③ 販路確保・PR 等販売対策の実施

消費者の食への関心の高まりに合わせて、有機農産物等に期待する気運も活発化すると予想されますが、生産者の経営安定のためには、安定的な販路の確保や販売促進活動（PR）等の取組が必要です。

## ④ 農業生産工程管理手法（GAP 手法）の導入

今後、有機農業等を確実に定着させていくためには、食への信頼性確保、労働安全、環境への配慮、経営の効率化などの客観的な観点から、農業生産工程管理手法（GAP 手法）の導入が求められます。

### (3) 現状の市内での取組概要

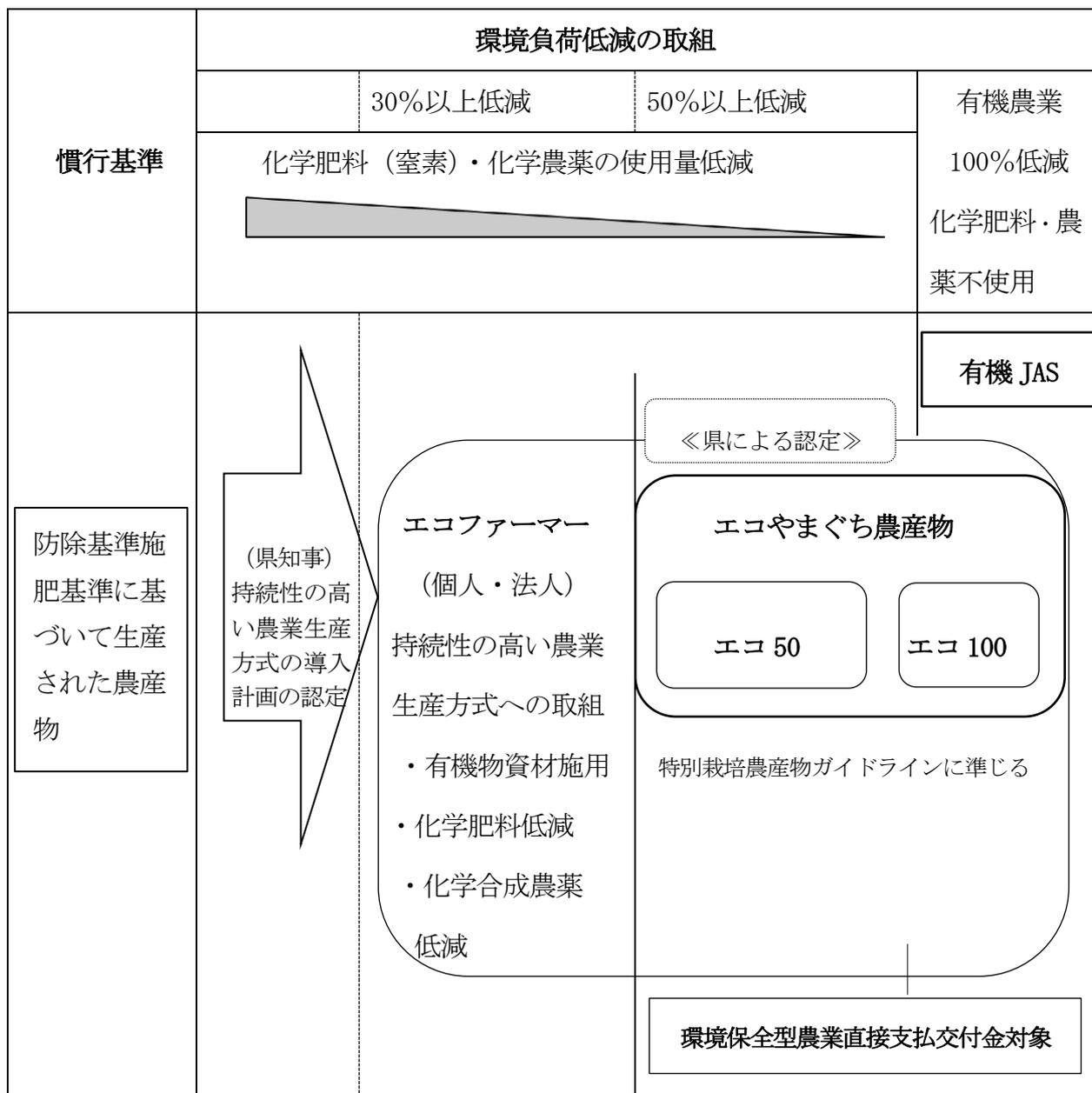
- ① 本市における「エコファーマー認定者」は、49 名（R3 現在/含：集落営農法人）で、エコやまぐち農産物認証制度（エコ 50・エコ 100）に認証された作物は、水稻（コシヒカリ）をはじめ、18.6ha（R3 現在）が作付けされています。
- ② 平成 23 年度から環境保全型農業直接支払交付金を活用した環境保全に効果の高い営農に取り組んでいます。（令和 3 年度 21.26ha）
- ③ 本市では、以上のように有機農産物等の品目数や規模が限られていますが、既に地域内で先導的に取り組まれている事例もあります。

## 3 有機農業の推進に関する方針について

### (1) 「環境保全型農業」推進による有機農業等の気運醸成

生産者団体、関係機関と密接に連携し、「環境保全型農業直接支払交付金制度」、「エコやまぐち農産物認証制度」等、現行諸制度や関連事業等の周知と活用促進を図り、有機農業をはじめとした環境保全型農業の普及啓発、導入意識を高める取組を行います。

【参考】 環境保全型農業の体系(山口県有機農業推進計画から一部抜粋)



(2) 有機農業等に係る技術課題への対応

① 事例分析や研究情報等に基づく栽培モデルの検討・方向付け

現在、市内で取り組まれているエコファーマーによる持続性の高い農業生産方式やエコやまぐち農産物生産、環境保全型農業の取組、さらに県内外の有機農産物生産事例など、有機農業や環境負荷低減につながる活動の実情を的確に把握するため、県農林水産事務所や試験研究機関等の協力を得て調査・分析を行います。

さらに、国や県、民間企業等で開発された有機農業技術や省力化技術などに関する情報も踏まえ、栽培品目・方法、適地等を整理します。

## ② 適地適作の観点を踏まえた栽培実証の推進

①で取りまとめた内容に即して、生産者・産地と調整の上で、実証栽培を行い、生育状況、品質・収量等を確認するとともに、新たな課題等を整理し、関係機関・団体等とも連携しながら技術課題の改善等に努めます。

あわせて、JA 部会等が作成している現行の栽培指針の見直しや新たに指針作成を支援します。

## ③ 基本となる土づくり・病虫害防除対策の励行

ア 特に、土づくりや施肥については、土壌診断に基づき、有機農業用の肥料に加えて、市内の畜産農家・農場と連携した堆肥（耕畜連携）や緑肥作物の活用等など、有機質資源の域内循環利用に留意します。

イ 病虫害の予防・防除については、物理的・生態的な予防措置を講じるとともに、研究機関等で開発された新技術や生物農薬の活用など、有機農業で使用可能な対策の効果確認に取り組みます。

## ④ 栽培展示や技術研修等の充実強化

取組の熟度に応じて、モデル栽培ほ場等を設け、生産者への技術研修の実施や経営データ等の収集、分析などに取組、生産技術の向上などに活用します。

さらに、広く市内の集落営農法人や生産者に取組状況、成果などを紹介し、有機農業振興のための起点としていきます。

## (3) 生産者のグループづくり・産地化等支援

### ① 研究会・グループの活動支援

生産者の環境保全型農業への気運や有機栽培の意識の高まり等を踏まえて、関係機関・団体等と連携し、研究会や生産グループ(部会等)等の発足を誘導、支援していきます。

### ② 地域内調整の支援

有機 JAS 制度など、本格的な有機農業に移行するに当たっては、慣行栽培のほ場からの農薬飛散防止や雑草制御への対応など、周辺の生産者等への配慮が必要となる場合があります。

また、企業参入による有機農産物生産の取組が、近年、当市隣接地域で顕在化しており、これらの取組を注視するとともに、遊休農地の活用も含め、市農業委員会、団体等の協力を得て、必要な調整等を行います。

#### **(4) 流通販売対策への支援と取組意義の浸透**

有機農産物やエコやまぐち農産物等は、前述のとおり管理作業の増加や一般の農産物と外観品質が異なる場合もあることから、消費者に取組の趣旨を十分理解していただくとともに、継続した応援が大切です。

このため、有機農業や環境保全型農業等により生産された農産物に対して、正しく消費者の評価が得られるよう、市内産有機農産物等の紹介やPRとともに、試験販売、販路開拓、レシピ開発など、生産者自らの取組を関係団体や宇部・美祢地域地産・地消推進協議会等と連携して、支援していきます。

また、有機農業や環境にやさしい農業の推進が、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制等に寄与すること等を積極的に広報していきます。

#### **(5) 生産・経営の高度化・合理化の促進（農業生産工程管理＝GAPの導入支援）**

現在、先進的な農業経営では、合理的で持続性を高めるため、「食品の安全」、「環境の保全」、「労働安全」等に主眼をおいた「農業生産工程管理（GAP）」の取組が進められています。

特に、有機農業や環境保全型農業の推進に当たっては、これらの取組や趣旨の浸透が重要であり、より安全安心な農産物の提供に努めるため、熟度や活動の進捗等に応じて、GAP制度の理解促進や認証に向けた研修会開催等の支援を行います。

### **4 目標項目の設定**

本計画期間の5年間は、現行取組事業の支援継続に加え、農業者や消費者に対する有機農業の普及・啓発、掘り起しを目指すこととし、エコやまぐち農産物認証制度（エコ50やエコ100）の取組拡大や有機農業等を志向するグループの育成を目標値として掲げます。

## ○目標

項 目	現状（令和3年）	目標（令和8年）
エコやまぐち農産物認証制度（エコ50やエコ100）の取組面積（環境直支の取組面積を含む。）	39.9 ha	45 ha
有機農業生産組織	—	1

## 5 有機農業の推進に向けた体制づくり

### (1) 推進体制の整備

本市では、今後、有機農業に関心のある生産者・法人、就業希望者を増やしていくとともに、有機農業をはじめとした環境負荷の低減につながる農業の裾野を一層広げていく必要があります。

このため、当有機農業推進計画に基づき、具体的かつ計画的な活動を進められるよう、関係機関・団体、生産者組織等を構成員としたワーキンググループを設置し、活動の評価や支援対策等の調整、協議を行い、有機農業の推進を図ります。

### (2) 助成制度等の活用

有機農業をはじめとした環境負荷低減を目指す営農活動に当たっては、資金調達や補助事業の導入等も適時必要なことから、市では、有機農業者等の自発的な取組や地域の主体的な取組に対し、要請内容、取組過程を見極めながら、実情に即した国や県の支援や助成制度の活用に向けて指導、助言を行うとともに、実情に応じて市独自の支援策の検討を進めていきます。

### **【参考1】「エコやまぐち農産物認証制度(県)」について**

山口県では県内で生産される農産物のうち、化学農薬・化学肥料を使用しないで栽培された農産物や、通常の栽培方式に比べて、化学農薬と化学肥料の使用量を50%以上減らした農産物(生産認証)及びそれらを主原料とした農産加工品(加工認証)を「エコやまぐち農産物」として認証する制度を設けています。

### **【参考2】「農業生産工程管理(GAP)」について (※ 農林水産省HPより抜粋・加工)**

GAP (Good Agricultural Practice:農業生産工程管理) とは、農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組です。

この取組を実践することで、生産管理の向上、効率性の向上、農業者や従業員の経営意識の向上、ひいては競争力強化に期待されます。